

身体障害者手帳をお持ちの方へ 運転免許取得費・自動車改造費一部給付

■自動車運転免許取得費給付

《対象》

市内に住む1～4級の身体障害者手帳を所持する方が第1種普通免許を取得した場合

《給付額》

運転免許取得費の一部
(取得費の2/3、上限10万円)

※免許取得費用の明細が必要ですので、免許取得後に申請してください。

■自動車改造費給付

《対象》

市内に住む上肢・下肢・体幹機能障害のいずれかが1～4級の身体障害者手帳を所持する方で、自ら所有し運転する自動車を障害に適應するために改造する場合(所得制限があります)

《給付額》

改造費の一部(上限10万円)

※改造前に申請してください。

☎社会福祉課 障害者福祉係

☎・お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

屋外広告物を点検してください

市内には立看板や広告塔、建物の壁面を利用して表示されたさまざまな屋外広告物が設置されています。形態や取付方法、設置した時期で状況は異なりますが、近年、老朽化した屋外広告物が落下するなど、全国的に事故が多発しています。

屋外広告物を設置している方は、落下などの事故を防ぐため定期的に点検し、安全に管理してください。

- 支柱根元が腐食した状態
- 取付部プレートが腐食した状態



※国土交通省「屋外広告物の安全点検に関する指針」から引用

☎管理課 建設管理係

☎・お太助フォン 47-1201 ☎ 47-1206

障害児福祉手当と特別障害者手当

重度の障害のために在宅で介護が必要な方に手当を支給します。

障害の程度や所得制限など、支給要件があります。

■障害児福祉手当

《対象》

日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の方

《支給額》

14,880円/月

※5月、8月、11月、2月に前月分までの3か月分を支給します。

■特別障害者手当

《対象》

日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方

《支給額》

27,350円/月

※5月、8月、11月、2月に前月分までの3か月分を支給します。

☎社会福祉課 障害者福祉係

☎・お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

新規事業

脳ドック検診費用一部助成

《対象》

本市に住民票をお持ちの方で、今年度40歳、50歳、60歳、70歳のいずれかに達する方。

※事業主等から脳ドック検診の費用の一部助成を受けた方、または保険診療で検査を受けた方は対象外です。

《助成額》 10,000円

※検診費用が10,000円を超えない場合は、費用分のみ助成します。

《申請時必要書類等》

- 脳ドック検診費用助成申請書兼請求書
- 検診内容がわかる領収書等
- 検診結果内容がわかる書類
- 本人確認書類(免許証・マイナンバーカード・健康保険証など)

《申請受付期間》

令和3年10月1日～令和4年3月31日

☎健康長寿課 健康推進係

☎・お太助フォン 42-5633 ☎ 47-1282

制度に関する
お知らせ

行政情報

マイナンバーカード交付 郵送で受け取れるようになります

10月1日(金)から、マイナンバーカードを総合窓口課窓口係で交付申請した場合は、カードを郵送でも受け取ることができます。

《申請窓口》

- 総合窓口課 窓口係

※来庁して受け取る場合は、引き続き各支所窓口係でも受け付けます。

《申請受付時間》

- 8時30分～11時30分
- 13時～16時30分

《申請時必要書類等》

- 6か月以内に撮影した顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)
- ※希望する方は申請時に窓口で撮影します。
- 通知カード(緑色の紙のカード)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- 本人確認書類(免許証・パスポートなど)
- マイナンバーカード(更新する方)



☎総合窓口課 窓口係

☎・お太助フォン 42-5616 ☎ 42-2130

10月1日は「浄化槽の日」 浄化槽の維持管理を適正に

浄化槽は正しく使うことで長く使い続けることができます。適正な使用を心掛けてください。

■維持管理の注意点

- 流し台から天ぷら油や野菜くずなどを流さない。
- トイレにトイレットペーパー以外の水溶性でない物(紙おむつなど)を流さない。
- 浄化槽の上部や周辺に保守点検や清掃の妨げになる物を置かない。
- 送風機の電源を切らない(浄化槽内の微生物が死滅します)。

市ホームページ

「浄化槽の維持管理について」



☎上下水道課 下水道係

☎・お太助フォン 47-1204 ☎ 47-1206

住民異動届は 期間内に届け出てください

転入・転居・転出・世帯変更などの際に必要な住民異動届の届け出が、既定の期間を過ぎた場合「届出期間経過通知書」を簡易裁判所へ送付します。経過理由によっては裁判所が過料を課す場合がありますので、忘れずに届け出てください。

※当分の間、新型コロナウイルス感染症の影響で届け出が遅れた場合は過料が免除されます。

《届出期間》

- 転入届(市外から本市へ引っ越し)
 - 新住所へ引っ越した日の翌日から14日
- 転居届(本市内での引っ越し)
 - 新住所へ引っ越した日の翌日から14日
- 転出届(本市から市外へ引っ越し)
 - 引っ越し予定日の14日前から予定日前日まで
- 世帯変更届(世帯分離、世帯合併など)
 - 変更日の翌日から14日

☎総合窓口課 窓口係

☎・お太助フォン 42-5616 ☎ 42-2130

市設置型浄化槽 公共浄化槽等整備推進事業

下水道等の集合処理区域以外の地域に浄化槽を設置します(設置には分担金22万円が必要です)。

浄化槽の設置後は市が管理しますが、使用料は個人負担です。

※宅地内(トイレ・台所・風呂等)から浄化槽、浄化槽から河川や水路までの排水管の施工費用は個人負担です。

《対象》

下水道等の集合処理区域以外で、令和4年3月11日(金)までに5～12人槽の浄化槽を設置できる方

《申込期限》

12月24日(金)

※設置予定基数…80基

市ホームページ

「市設置型浄化槽について」



☎上下水道課 下水道係

☎・お太助フォン 47-1204 ☎ 47-1206